

東洋ビルメンテナンス株式会社 行動計画

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」と呼ぶ)が、H28年4月1日より施行。法律制定の背景及び優秀な人材確保の観点でも女性が活躍できる雇用環境の整備が必要であり、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日

2. 当社の課題

- (1) 従業員全体で女性の占める割合が極めて低い。
女性は事務職員のみで技術員は現状不在。
- (2) 夜間勤務や高所等の危険作業も多いことから、女性技術員の応募者もなく、固定観念から女性登用の議論が不足。
- (3) 女性管理職(課長職以上)もゼロ。

3. 目標

【目標1】採用者に占める女性比率、20%を目指す。

【目標2】女性社員を10名増加させる。

4. 取組内容と実施時期

- H28年3月～ 新卒の応募者数増加を目指し、学生向パンフレットの増刷、各種ビジネスフォーラムの積極的参加を通じ、応募者数の母数の増加を目指す。

女性採用は事務職員のみならず、技術員採用にも積極的な旨、情宣を徹底する。
- H28年4月～ 女性活躍推進法に基づく行動計画を社内で発信し、全体会議、各種会議において啓蒙活動、意識改革を実施。
- H28年5月～ 事務、技術に拘らず女性の採用、配属、育成方法について関係各部とのイメージの刷り合わせを実施。
- H28年10月～ 在職女性のキャリア、希望を把握し、より適材適所を目指し、配置転換を検討。(技術、営業等)
- H29年4年～ 女性のキャリアアップの為、技術員、事務職員に拘らず定期的な研修制度の制定、見直し、交流会の開催を検討。(女性労働者の環境改善の為の情報収集含む)

以上